

社会福祉法人羊ヶ丘養護園  
理事・監事並びに評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 本規程は、社会福祉法人羊ヶ丘養護園（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事・監事並びに評議員の報酬等に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事並びに監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報奨金とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益並びに退職慰労金であって、その故障の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第9条並びに第23条に定めるとおり、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、本規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 本規程は、平成29年10月1日より施行する。

本規程は、平成30年7月30日より一部変更し施行する。